

総合法律支援法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

法的援助を要する者の多様化によりの確に対応するため、日本司法支援センターの業務につき、認知機能が不十分な高齢者・障害者、大規模な災害の被災者及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講ずる必要がある。

2 法律案の内容

(1) 認知機能が不十分な高齢者・障害者の法的支援の充実

ア 資力を問わない法律相談制度の創設

認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない者に対し、資力を問わない法律相談を行う。

※ 資力のある者には費用負担を求める。

イ 代理援助・書類作成援助の対象行為の拡大

認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者の場合には、民事裁判等手続の準備及び追行に限定されている代理援助・書類作成援助の対象行為を、生活保護給付に係る処分に対する不服申立て等、一定の行政不服申立て手続まで拡大する。

(2) 大規模災害の被災者の法的支援制度の創設

一定の大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行う。

(3) ストーカー等被害者の法的支援制度の創設

特定侵害行為（つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力）を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為の防止に関して必要な法律相談を行う。

※ 資力のある者には費用負担を求める。

(4) 支援センターの責務の明確化

職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化する。

3 施行期日等

公布から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

総合法律支援法の一部を改正する法律案の概要

民事法律扶助の拡充

現行

《資力に乏しい者》

- ・無料法律相談
- ・弁護士費用等の立替援助
(民事裁判等手続に限定)

事前の資力審査



拡大

《認知機能が不十分な高齢者・障害者》

認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない者

・資力を問わない法律相談

※資力のある者は相談料負担

資力に乏しい者のうち、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者

・弁護士費用等の立替援助の対象を
一定の行政不服申立に拡大

例：生活保護給付に係る処分に対する
審査請求等

《大規模災害被災者》

・資力を問わない無料法律相談

▼高齢者・障害者の民事法律扶助利用率が低い

▼当該高齢者等は自らの問題を法律問題と意識しにくい

弁護士から働きかけ、潜在的な法律問題をくみ上げ
※事前の資力審査が障害に

▼典型的に生活保護等に関する紛争が見込まれる

裁判の前段階から援助し
早期解決に導く

▼多くの法律問題が同時発生

▼資力審査は困難

- ・疎明資料を喪失
- ・家族構成を尋ねるのは酷

復旧・復興の迅速化のため
法律相談の間口を広げる

ストーカー等被害者援助制度の新設

【対象者】

ストーカー被害者・DV被害者・児童虐待を受けた児童

【援助内容】

資力を問わない法律相談 ※資力のある者は相談料負担
(被害の防止に関して必要なもの)

警察の対応より
前の段階での援助

深刻な被害に進展
することを防止

支援センターの責務の明確化

職員である弁護士の資質の向上等に関する支援センターの責務を明確化